

仕 様 書

1 件名

令和8年度東京観光情報センターにおける江戸文化・ナイトタイム観光研修業務委託

2 目的

東京観光情報センター及び全国観光 PR コーナー（以下「センター等」という。）は、観光客のニーズを捉えた効果的な観光案内サービスを目指している。

本事業においては、センター等のコンシェルジュが江戸の奥深い歴史文化や、東京のナイトタイム観光についての知識を深め、旅行者へ東京ならではの質の高い観光体験の提供と発信を行えるようにすることで、センター等の来場者の満足度向上につなげることを目的とする。

3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

4 契約期間

令和8年4月27日から令和9年3月31日まで

5 業務委託内容

（1）全体

- ア 実施に当たっては別紙1「実施スケジュール（案）」を参考に、年間スケジュール案を提出すること。
- イ 常時速やかに連絡・調整が可能な事務局を設置し、業務全体の管理監督を行う統括責任者を配置すること。また、統括責任者は、東京観光情報センター管理運営業務を受託する事業者（以下「センター管理運営事業者」という。）のニーズや課題を吸い上げ、効果的な事業遂行を行うこと。また、センター管理運営事業者との調整や結果報告に当たっては、事前に財団の承認を得ること。

（2）研修

以下の内容で研修を企画・実施すること。研修内容をコンシェルジュが共有できるよう研修資料等を提供すること。

実施時期は別紙1を参考に、センター管理運営事業者の要望も考慮した上で無理のない日程とすること。参加者が同一の場合、勤務形態等の理由から複数の研修を同日に開催することも可とする。各研修会場は受託者が手配し、費用は本委託費に含めること。なお、参加対象者の交通費は別途財団が用意するものとし、本委託費には含まない。

※コンシェルジュの他にセンター関係者及び財団職員等が各回10名程度参加予定

ア 江戸文化研修

（ア）座学研修（講座）

①実施講座数

1時間から1時間半程度の講座を2講座企画し同日に実施すること。

②参加対象者

センター管理運営事業者が選抜したコンシェルジュ約15名とする。

③研修内容

講座ごとに適切なテーマを設定し実施すること。江戸の歴史文化に知見が深い講師が、江戸の歴史文化と関連する観光スポットを複数紹介するものとし、建造物の紹介に加え、江戸時代から続く都内の河川や坂といった自然地形や、当時の名残がある地名等を江戸時代の地図を用いて解説することで、江戸時代から続く東京の街並みをコンシェルジュが面的に学べるようにすること。

また、別紙2「令和7年度江戸文化・ナイトタイム観光研修実施一覧」を参考に、同一の内容とならないものとする。

④テキスト作成

講座内容をまとめたテキストを事前に作成し、当日参加者へ配布すること。また、アーカイブ動画を視聴するコンシェルジュも同テキストを用いて自己学習を行えるようにデータでも納品すること。

⑤アーカイブ動画配信

講座実施後1か月以内に録画データをアーカイブ配信用に編集し、コンシェルジュが繰り返し視聴できるようにすること。動画配信先は、財団保有のYouTubeアカウントとし、財団側にて動画を公開（限定公開）する。また、当該動画については、原則として次年度以降も継続的にアーカイブ配信を行うものとする。ただし、公開方法の変更又は配信停止の必要が生じた場合は、財団と協議の上決定する。

⑥ミニテストの実施

講座受講後（アーカイブ動画視聴含む。）に内容の理解度をはかれるような小テストを作成すること。また、解答及び解説を作成し、コンシェルジュが自己採点できるようにすること。

（イ）実踏研修

①実施コース数

実際に各スポット等を巡りながら江戸の伝統文化や歴史を半日程度で学べるコースを1コース企画し、同内容で年3回実施すること。

②参加対象者

センター管理運営事業者が選抜したコンシェルジュ約36名とする（1回12名×3回）。

③実施コース内容

効率的に回れるように必要に応じてバス（中型以上）の手配等を行うこと。講師が同乗し、解説しながら各スポットを回遊できるようにすること。また、別紙2を参考に、同一の内容とならないものとする。また、座学研修の内容も踏まえ、以下の要素を可能な限り盛り込むこと。

- a 江戸の歴史文化と関連する観光スポット
- b 江戸時代から続く都内の河川や坂といった自然地形
- c 江戸から続く東京の街並みを面的に学べるようなスポット又は説明
- d 旅行者に人気のある伝統体験スポット

④テキスト及びマップ作成

研修内容をまとめたテキスト及びコース内容を記載したマップを事前に作成し、当日参加者へ配布すること。また、本研修に参加できなかったコンシェルジュも同テキスト及びマップを用いて自己学習を行えるようにデータでも納品すること。なお、初回及び2回目の実踏研修を踏まえ、内容に修正が必要な場合は都度対応すること。

イ ナイトタイム観光研修

（ア）実踏研修

①実施コース数

実際に各スポット等を巡りながら東京の夜間観光について4時間程度で学べるコースを1コ

ース企画し、同内容で年3回実施すること。なお、実施時間については夕方から夜間にかけての時間帯とすること。

②参加対象者

センター管理運営事業者が選抜したコンシェルジュ約36名とする（1回12名×3回）。

③実施コース内容

効率的に回れるように必要に応じてバス（中型以上）の手配等を行うこと。講師が同乗し、解説しながら各スポットを回遊できるようにすること。また、別紙2を参考に、同一の内容としないものとするに加え、季節に応じたスポット及び内容とした上で、以下の要素を可能な限り盛り込むこと。

- a 六本木やお台場、新宿、渋谷、銀座など旅行者に人気のあるエリアのナイトスポット
- b 屋形船等の夜景クルーズ、代表的なイルミネーション、夜景、居酒屋/横丁、夜間も入館可能な博物館/美術館
- c 治安事情、注意すべきことなど

なお、コンシェルジュは令和7年度の座学講座のアーカイブ動画を視聴した上で参加するため、実研修の際、座学講座内容の補足や情報のアップデートがあればバス車内で解説すること。

④テキスト及びマップ作成

研修内容をまとめたテキスト及びコース内容を記載したマップを事前に作成し、当日参加者へ配布すること。また、本研修に参加できなかったコンシェルジュも同テキスト及びマップを用いて自己学習を行えるようにデータでも納品すること。なお、初回及び2回目の実研修を踏まえ、内容に修正が必要な場合は都度対応すること。

ウ その他

- (ア) 研修実施に当たっては、センター等の窓口業務に支障がないよう人員調整が必要となるため、センター管理運営事業者の希望を考慮し、スケジュール調整をすること。
- (イ) 各研修の参加対象者についてはセンター管理運営事業者が選抜する。
- (ウ) 各研修の実施後は参加者へのアンケートを実施し、結果を分析すること。以下（エ）と合わせて提出すること。
- (エ) 各研修の報告書は実施完了後4週間以内に提出すること。
- (オ) 各研修で使用するテキスト及びマップに添付する写真等の許諾及び、実研修で巡るスポットの許諾については、必要に応じて受託事業者の責任で実施すること。

6 納品物

成果物として提出するものは、次のとおりとする。

No.	納入物件名	納入形態・部数
1	年間実施報告書 (5で実施する本委託内容の全てを統括するもの)	電子データ 1式
2	江戸文化研修の各座学講座をアーカイブ配信用に編集した動画	電子データ 1式
3	江戸文化研修の各講座用に作成したテキスト、テスト用紙、解答用紙	電子データ 1式
4	江戸文化研修の各講座後に実施したアンケート分析含む研修報告書	電子データ 1式
5	各実研修用に作成したテキスト及びマップ	電子データ 1式
6	各実研修後に実施したアンケート分析含む研修報告	電子データ 1式

	書（実踏研修は3回実施のため各回分提出）	
--	----------------------	--

7 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8 秘密の保持

受託者は、7により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

7により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」

* 第14に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260305.docx

10 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり7により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojin_joho_yoryo_20250401.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojin_joho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 当財団職員を含め、以下のような本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

(ア) 研修講師

(イ) 研修参加者

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同一システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（前述*）に定められた事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、本事業の遂行にあたり7により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の事項に留意すること。

- ア 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 2 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。なお、研修実施に係る諸経費（貸会議室、車両代、施設入場料など）については、精算時に実際にかかった費用に応じて実費精算するものとする。

1 3 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 総務部ビジターズインフォメーション課 電 話：03-5579-2675
--